

<報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和8年3月27日

荒川水系荒川左岸ブロック河川整備計画を変更しました

河川整備計画は、河川法に基づき、河川管理者が概ね30年間で行う河川の整備や管理について具体的な目標や内容を定めるものです。

埼玉県では荒川水系、利根川水系にある一級河川のうち県が管理している河川について、6ブロックに分けて平成18年に河川整備計画を策定し、河川整備を推進しています。

その後、令和元年東日本台風により甚大な浸水被害を受けたことから、この度、荒川水系荒川左岸ブロック河川整備計画を変更しました。

今後は、この計画に基づき河川整備を実施し、浸水被害の防止・軽減を目指します。

1 主な変更内容

一級河川江川において、治水と環境の両立に配慮し、荒川合流点から1.3kmまでは、現況の地盤を活用する計画に変更するとともに、新たに排水機場の設置を位置付け

2 資料の掲載・縦覧

変更した「荒川水系荒川左岸ブロック河川整備計画」は、埼玉県河川砂防課ホームページに掲載しています。

○埼玉県河川砂防課ホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/kasen/seibikeikaku2.html>

また、下記の県関係機関において、変更した河川整備計画を縦覧しています。

○県土整備部河川砂防課、さいたま県土整備事務所、北本県土整備事務所、
総合治水事務所

*ブロック分割図

(https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/4589/372996_1.pdf)